

第37回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和2年6月29日(月)午後4時00分より

於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

1. 開会日時 令和2年6月29日(月) 16時00分
2. 閉会時間 令和2年6月29日(月) 16時42分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 17名
5. 欠席委員者の数 1名
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 15名
7. 報告事項
報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
報告第2号 使用貸借解約通知書について
報告第3号 農地改良等届について
8. 議案
第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第4号議案 非農地証明願について
第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
第6号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について
第7号議案 平成31年度の活動点検・評価(案)及び令和2年度の活動計画(案)について

午後4時00分開始

議長

皆さんこんにちは、只今より、第37回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集1ページに記載のとおり、1件1筆525平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集2ページから3ページに記載のとおりで、4件12筆9,388平方メートルの届けがありました。

次に、農地改良等届について報告します。

議案集は4ページ、届出人は議案集に記載のとおりで、農地の利便性を高めるため、農地を嵩上げて改良するとの内容です。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ1番に記載のとおりで、田2筆1,537平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、14,360平方メートルで、農機具は、トラクター1台、軽トラック2台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

..... 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で45年の農作業暦があります。

妻と子の3人で農業を営んでおり、イチゴを作付し、通作距離は自宅から車で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ2番に記載のとおりで、畑 1筆 504平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、7,457平方メートルで、農機具は、トラクター1台、軽トラック1台、管理機1台、草刈機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で10年の農作業暦があります。

大根・人参を作付しており、通作距離は自宅の隣接地ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番について、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請の3番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ3番に記載のとおりで、畑 1筆 846平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、5,824.41平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、バインダー1台、トラック2台を所有しており、すべての許可要件を満たし

ております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は、農家で44年の農作業暦があります。

妻と子の3人で農業を営んでおり、水稻・トウモロコシ・レタスを作付し、通作距離は自宅の隣接地と
いうことで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番について、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請
の3番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、議案集6ページ1番に記載のとおりで、申請地 977.75平方メートルに木造2階建共同
住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の工業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は北門町の一角にあり、北側及び東側は道路、南側は道路を挟んで宅地、西側は農地となっております。

造成し、防護柵を設け、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありました。第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番については許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ1番に記載のとおりで、申請地24平方メートルを譲り受け、隣接する自己所有農地を耕作するための駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は萩原二丁目の一角にあり、北側及び西側は譲受人の農地、南側は道路、東側は譲渡人の農地となっております。

既存の石積みがあるため現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ2番に記載のとおりで、申請地667平方メートルを譲り受け、木造平屋建作業場兼駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。
申請地は上折橋町の一角にあり、北側は道路、東側は農地、南側は道路、西側は宅地となっております。
盛土造成し、石垣を設け、雨水は道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番と関連がありますので、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番及び4番について説明します。
譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ3番及び4番に記載のとおりで、申請地 305平方メートルを譲り受け、木造2階建住宅を建築したいとの申請です。
申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断して

おります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番及び4番について報告します。

申請地は原町の一角にあり、北側及び東側は道路、南側は転用申請地、西側は農地となっております。

切土造成し、雨水は自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番及び4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、まず、第3号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案の4番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ5番に記載のとおりで、申請地445平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

..... 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

申請地は原町の一角にあり、北側は転用申請地、東側は道路、南側及び西側は農地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について説明します。
譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ6番に記載のとおりで、申請地 1, 892平方メートルを譲り受け、太陽光発電を設置したいとの申請です。
申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。
被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
..... 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について報告します。
申請地は大三東一本松の一角にあり、北側は農地、東側は道路、南側は宅地、西側は水路となっております。
現状のまま利用し、雨水は水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請6番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の6番は許可相当と認めることよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番は許可相

当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ7番に記載のとおりで、申請地144平方メートルを譲り受け、隣接する資材置場への進入路としたいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番について報告します。

申請地は湯江舞人堂の一角にあり、北側は譲受人の資材置場、東側は道路、南側及び西側は譲渡人の農地となっております。

切土造成し擁壁を設け、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請7番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の7番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番は許可相

当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の8番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の8番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ8番に記載のとおりで、申請地331平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の8番について報告します。

申請地は湯江舞人堂の一角にあり、北側は転用申請地、東側は道路、南側及び西側は譲渡人の農地となっております。

現状のまま利用し擁壁を設け、雨水は溜枡を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請8番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の8番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の8番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 非農地証明願いの1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集9ページ1番に記載のとおりで、申請地は昭和21年月日不詳頃から隣接する宅地と一体に住宅用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は宇土町の一角にあり、北側及び東側は道路、南側は水路、西側は、申出人の宅地となっております。

現地を見ますと、隣接する宅地と一体に住宅用地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の必要がありますので、・・・番　・・・・　委員の退場を求めます。

(・・・・　委員　退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集10ページから17ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定　13件　54筆　54,983.00 m²

耕作権の再設定　18件　48筆　50,377.00 m²

合　計　　31件　102筆　105,360.00 m²です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集　18ページに記載のとおりで、2件　2筆　2,273 m²です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案　農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

・・・番　・・・・　委員の入場を求めます。

(・・・ 委員 入場)

議長

第5号議案は承認することに決定いたしましたので、報告します。

次に、第6号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

議案集の19ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、22筆16,499平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の方ごとに、それぞれ「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者数」、「作物の種類」など、6名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第6号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定します。

次に第7号議案、平成31年度の活動点検・評価（案）及び令和2年度の活動計画（案）について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、平成31年度の活動点検・評価（案）及び令和2年度の活動計画（案）について説明いたします。

別添③の資料をご覧ください。

説明の前に、7ページ中「3 農地所有適格法人からの報告への対応」、上から2段目の「うち報告書提出農地所有適格法人数」のなかで、5法人を17法人に訂正をお願いいたします。

この点検・評価及び活動計画につきましては、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」の通知に、農業委員会は毎年、当該年度の活動に対する点検・評価結果及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画を決定し、これをホームページ等により公表することとなっています。

平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について説明いたします。

主要な部分を説明いたします。

1ページにつきましては、平成31年4月1日現在の島原市農業委員会の状況で、農業の概要では、農地面積、農家数、農業者数等を、農業委員会の体制では、農業委員、推進委員の定数実数等を記載しております。

2ページをご覧ください、担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、2の平成31年度の目標及び実績で、達成率が95.04パーセントとなっております。

3ページをご覧ください、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、2の平成31年度の目標及び実績で、参入実績が1であります。これは親元就農や法人雇用を含まないものを記載するようになっており、親元就農や嫁入等の新規就農者は10人を確保することができております。

4ページをご覧ください、遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、2の平成31年度の目標及び実績で、解消目標が4.0ヘクタールに対して、実績が0.7ヘクタールとなっております。

5ページをご覧ください、違反転用への適切な対応につきましては、平成31年度の実績は0でした。今後も利用状況調査や広報により周知をしていきたいと考えております。

6ページをご覧ください、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検につきましては、平成31年度で農地法第3条の処理件数が、

42件、農地転用の処理件数が、64件であります。7ページをご覧ください、農地所有適格法人数が22法人、報告書提出者が17法人です。未提出者に対し催告を行っているところであります。

また、情報の提供等については、賃貸借の申請件数が、236件、農地の移動等については、342件となっております。

8ページをご覧ください、地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容につきましては、特に意見はありませんでした。また、事務の実施状況の公表等につきましては、総会の議事録、活動計画の点検・評価をホームページにより公表をいたしております。

以上が、平成31年度の活動点検・評価（案）でございます。

農業委員会の業務が計画どおり運営できましたことは、農業委員、農地利用最適化推進委員さんのご協力の賜物と感謝しているところです。この場を借りまして厚くお礼申し上げます。

次に、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について説明いたします。

9ページをご覧ください、令和2年4月1日現在の島原市農業委員会の状況で、農家・農地等の概要で、農地面積、農家数、農業者数等及び農業委員会の現在の体制を記載しております。

10ページをご覧ください。

担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、農地等の利用の最適化の推進に関する指針では、令和5年までに農地の8割を担い手に集積する目標ですが難しいため、農地の7割を担い手に集積する達成に向け、新規集積で33ヘクタールを設定しております。新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、昨年度実績の1経営体を設定しております。

11ページをお願いします。

遊休農地に関する措置につきましては、令和2年度の目標は、昨年度実績に基づき0.6ヘクタールを設定しております。

また、農地パトロールにつきましては、本年度も8月～9月にかけて実施する予定であります。各地区の日程につきましては、来月開催の推進委員参加による合同総会終了後、各地区で協議していただく予定であります。

なお、委員さんには、各地区で遊休農地等気づいた場所がありましたら日程を協議していただく時に出し合っただけだと思います。

次に、違反転用への適切な対応につきましては、本年も、農地所有者への啓発等を行い、違反転用者が出ないように活動をしていきたいと考えております。

目標達成に向け、農業委員、農地利用最適化推進委員さんのご理解、ご協力を切にお願いいたします。

以上で平成31年度の活動点検・評価（案）及び令和2年度の活動計画（案）について説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第7号議案、平成31年度の活動点検・評価（案）及び令和2年度の活動計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第7号議案平成31年度の活動点検・評価（案）及び令和2年度の活動計画（案）は承認することに決定します。

議長

以上で、第37回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。
これで、第37回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時42分